

東京地方裁判所委員会報告

東京地方裁判所委員会委員 東京弁護士会会員 柴垣 明彦 (44期) ●Akihiko Shibagaki

去る平成27年6月12日に開催された第35回東京地方裁判所委員会のご報告です。まず、委員長だった荒井前所長が異動したため、互選の結果、貝阿彌誠所長が新委員長に選任されました。今回の中心テーマは「裁判員制度に関する広報の取組み」です。

◆企業法務部門と裁判所の比較を通じて

まず、銀行の法務部に所属する市民委員から「企業法務部門と裁判所の比較を通じて」と題して、「裁判所ではコスト削減のインセンティブが働きにくい感じがする」との意見が述べられた上で、運営に関するいくつかの提言がなされました。具体的には、①新しいテクノロジーの利用の可能性として、**書面の提出や連絡などはEメールなどで行えないか、**執行手続などで判決書正本等を別途提出するのではなく裁判所間での事件情報の共有により、**書面を不要とするなどの簡便化はできないか、**②利用者の利便性の向上として、**裁判期日の開始時間の分散化**などです。

これについて、裁判所側からは、「①Eメールの利用については事件に関するプライバシーの保護や、万が一外部に漏れたときのダメージの大きさなどから現時点では難しい、判決書の情報共有による書面の不要化などは訴訟法の建て付けとも絡み、今後の課題であるが、②裁判日の期日指定については各裁判官の工夫によって対応可能である」などと回答がありました。

◆裁判員制度に関する広報の取組みについて

(1) 所長代行（刑事）から、次のような概

要の説明がありました。「裁判員経験者の9割以上の方から『裁判員制度は有意義であった』との感想が寄せられているのに対し、裁判員候補者が呼出状に応じる割合は現在は2割台にとどまっている。その乖離を埋めるため、広報の必要性を感じている。そしてそのための努力の1つとして、東京地裁では、裁判員経験者の勤務先などで裁判員経験者の知人に集まってもらい、そこで裁判官が出前講義を行い、かつ、裁判員経験者とともに質疑応答をするということを昨年秋から始めている」。

(2) 続いて、昨年実際にこの出前講義を行った刑事部の裁判官が、そのときの講義を再現する形で具体的に発表しました。内容は、裁判員制度を実施した様子を映したDVDを利用して、〈呼出しから選任〉〈審理と評議〉〈その後〉という時系列に沿って手続の説明をすると同時に、裁判員経験者にそれぞれの段階での実際の様子や感想を聞くというものでした。

講義に使用された対象事件はオウム真理教関連の事件で、審理期間も2か月という長期であるとともに、いわゆる被告人側からの逆恨みや報復など、裁判員として懸念する事項・要素の多いものでした。

◆主な意見と裁判所側の見解

次のような意見が出ました。

- ・出前講義の取組みは非常に意味があると思われるので、是非続けてほしい。
- ・報道機関としては、裁判記事と裁判員の審理の公平性確保に関心がある。
- ・裁判員制度の広報は大人だけにではなく、


将来の裁判員選出の対象者である子どもたちに向けて、「法教育」という視点から取り組む必要があるのではないか。そのために、文部科学省や教育委員会などとの連携も検討してほしい。

- ・出前講義のようなものがTV番組上でできないか。
- ・裁判員経験者は裁判員制度の意義を理解したことが「よかった」という感想につながっていると思われる。これが社会に還元されていないことが問題で、何がよかったのかの中身をもっと強調して社会に共有化・還元していくべきだ。
- ・「守秘義務」が必要以上に拡大解釈されているのではないか。裁判員制度の意義の口コミによる社会への浸透が大事で、そのための条件整備として、「守秘義務」に関する説明をもっと行う必要があるのではないか。
- ・口コミが広まらない要因として、裁判員裁

判の判決に対して上訴されて破棄されたりすることによる、徒労感があるのではないか。

これらの意見に対して、裁判所側からも、「特に『守秘義務』については実際の裁判員に対しては十分説明するようにしているが、さらに社会一般の理解を深めていく必要がある」などの見解が示されました。

◆今後の東京地裁委員会

次回は、平成27年10月22日午後3時から。中心テーマは「知的財産訴訟に関する民事事件の状況」で、市民委員からの発表は「消費者法と司法」です。 

※地裁・家裁の各委員会で取り上げてもらいたい話題やご意見等があれば、当会バックアップ協議会担当者（第二東京弁護士会司法調査課 電話03-3581-2259）までご連絡願います。

法廷提出用の証拠録音（紛争交渉のやりとり・電話録音・尋問記録等）の文書化（反訳）は当社にご用命下さい。

テープリライト

検索 

1965年創業

信頼に込めて半世紀。

法廷提出用テープ起こし

テープ起こしの専門会社

テープリライト株式会社

本社 ☎ 03-3255-0478 東京都千代田区神田淡路町1-5-2 及川ビル4F

関西 ☎ 075-746-3885 京都市中京区三条通新町西入ル釜座町22 ストックビル三条烏丸414

名古屋 ☎ 052-819-0555 名古屋市南区中江2-1-6

<http://www.taperewrite.co.jp/>